

東濃西部広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和元年10月

東濃西部広域行政事務組合

目 次

| | |
|-------------------------------|----------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 目的 | 1 |
| 2 計画期間 | 1 |
| 3 対象範囲 | 1 |
| 4 対象となる温室効果ガス | 1 |
| | |
| 第2章 温室効果ガス排出量の目標 | 2 |
| 1 方針 | 2 |
| 2 目標 | 3 |
| | |
| 第3章 取組内容 | 4 |
| 1 職員共通の取組 | 4 |
| 2 庁舎・施設管理所属職員等の取組 | 5 |
| 3 総務企画課の取組 | 6 |
| | |
| 第4章 計画の進行管理 | 8 |
| 1 進行管理の仕組み | 8 |
| | |
| 参考資料 | |
| 1 対象組織・施設等一覧 | |

第1章 計画の基本的事項

1 目的

東濃西部広域行政事務組合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、府内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「東濃西部広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

* 地方自治法292条により市町村の規定が準用されるため一部事務組合も事務事業編を策定しなければなりません。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成30年度とします。

3 実行計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、東濃西部広域行政事務組合の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 方針

東濃西部広域行事務組合では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

多治見市・瑞浪市・土岐市は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育んでいくために、東濃西部広域行政事務組合では、実行計画を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、圏域内外に広く公表し、圏域内市・事業者への率先垂範となることを目指します。

令和元年10月15日 東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

2 目標

東濃西部広域行政事務組合は、計画期間中に、温室効果ガス総排出量を、令和6年度までに、5%削減します（平成30年度を基準とします）。

| 目標 | 東濃西部広域行政事務組合は、 <u>計画期間中の温室効果ガス総排出量を5%削減します。</u> |
|----|--|
|----|--|

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

温室効果ガス排出量の現状(平成30年度)

| 調査項目 | 燃料使用量 | 二酸化炭素排出量 |
|-------|-------------------|--------------------|
| ガソリン | 1 6 5 8 . 6 ℥ | 3 , 8 5 0 . 7 kg |
| 重油 | 6 9 5 0 . 0 ℥ | 1 8 , 8 3 1 . 9 kg |
| LPGガス | 6 5 . 8 kg | 1 9 7 . 3 kg |
| 電気 | 5 2 3 2 5 . 0 Kwh | 2 5 , 3 7 7 . 6 kg |
| 合計 | | 4 8 , 2 5 8 kg |

第3章 取組内容

1 職員共通の取り組み

第1次計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

| 項目 | 取組内容 |
|--------|-------------------------|
| 空調 | 空調設定温度・湿度の適正化 |
| | 使用されていない部屋の空調停止 |
| | 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化 |
| | 夜間等の外気取入れ |
| 給排水・給湯 | 冬季以外の給湯供給期間の短縮 |
| 照明 | 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯 |
| | 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯 |
| 昇降機 | 利用の少ない時間帯における一部停止 |
| 事務機器 | 使用しない時間帯における電源の遮断 |
| 公用車 | エコドライブの推進 |

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

| 項目 | 取組内容 |
|--------------|---------------------------|
| 用紙類 | 両面コピー、裏面利用の徹底 |
| | 資料の共有化や簡略化 |
| | 庁内情報システムの有効利用 |
| 廃棄物 リサイクル | 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減 |
| | 排出ゴミの分別促進、資源化促進 |
| | 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進） |
| | 封筒、ファイルなどの再利用促進 |
| | プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進 |

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・回収工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

| 項目 | 取組内容 |
|----|-----------------------|
| 熱源 | 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 |
| | 冷却塔充てん剤の清掃 |
| | 冷却水の適正な水質管理 |
| 空調 | 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃 |
| 照明 | 照明器具の定期的な保守及び点検 |

参考：環境省 HP 「温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取組】

| 項目 | 取組内容 |
|--------|---|
| 熱源 | 冷温水出口温度の適正化 |
| | 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 |
| | 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 |
| | 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 |
| | 熱源機の運転圧力の適正化 |
| | 熱源機の停止時間の電源遮断 |
| | 熱源機のブロー量の適正化 |
| | 燃焼設備の空気比の適正化 |
| 空調 | ウォーミングアップ時の外気取り入停止 |
| | 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 |
| | 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 |
| | 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止 |
| 給排水・給湯 | 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 |
| | 給湯温度・循環水量の適正化 |
| 受変電 | コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） |
| | 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止 |
| その他 | 庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。 |

参考：環境省 HP 「温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取組】

| 項目 | 取組内容 |
|-----|--------------------------|
| 熱源 | エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 |
| | 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 |
| | ヒートポンプシステムの導入 |
| | ポンプ台数制御システムの導入 |
| | ポンプの可変流量制御システムの導入 |
| | 熱源機の台数制御システムの導入 |
| | 大温度差送風・送水システムの導入 |
| 空調 | 配管・バルブ類又は継手類・法兰ジ等の断熱強化 |
| | 空調対象範囲の細分化 |
| | 可変風量制御方式の導入 |
| | ファンへの省エネベルトの導入 |
| | エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 |
| | 全熱交換器の導入 |
| 受変電 | スケジュール運転・断続運転制御システムの導入 |
| | エネルギー損失の少ない変圧器への更新 |
| | デマンド制御の導入（ピーク電力の削減） |
| 照明 | 高周波点灯形(Hf)蛍光灯への更新 |
| | 照明対象範囲の細分化 |
| | 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 |
| | 人感センサーの導入 |
| | 高効率ランプへの更新 |
| | L E D 照明への更新 |
| 昇降機 | インバータ制御システムの導入 |
| | 人感センサーの導入 |
| 建物 | 高断熱ガラス・二重サッシの導入 |

参考：環境省 HP 「温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

3 総務企画課の取り組み

東濃西部広域行政事務組合総務企画課は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

①・職員等の意識啓発活動の推進

東濃西部広域行政事務組合全体全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。総務企画課は様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

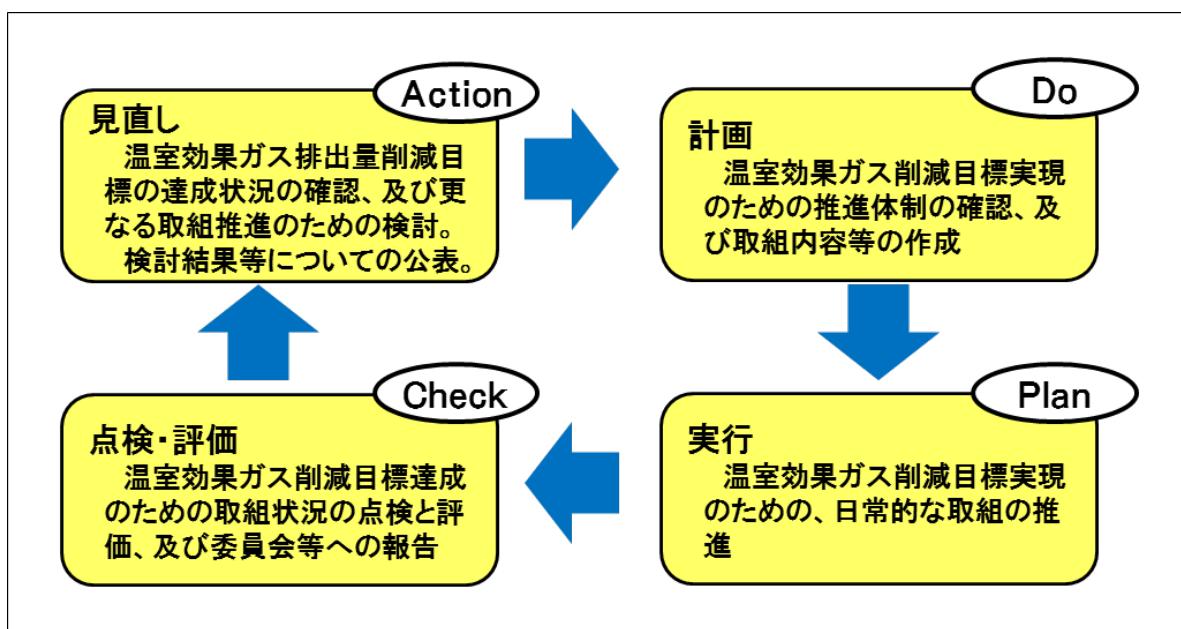
総務企画課は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等をとりまとめ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分かり易い形で公表します。

第4章 計画の進行管理

1 進行管理の仕組み

実行計画の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



(1) 計画 (Plan)

総務企画課長は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について係長・施設長等及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

(2) 実行 (Do)

係長・施設長等、及び職員等は、総務企画課長の指示に基づき、事務執行の際に温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

(3) 点検・評価 (Check)

【係長・施設長等の実施事項】

係長・施設長等は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利

用状況（改修・更新等）の状況を把握し、毎月でも可所管のエネルギー使用量を、「かんたん算定シート」に入力し、総務企画課長に報告する。

【総務企画課長の実施事項】

総務企画課長は、「かんたん算定シート」を取りまとめる。

(4) 見直し (Action)

管理者は、総務企画課長の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(5) 実績の公表

管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表する。

參考資料

参考資料1 対象組織・施設等一覧

※省略

| 所属 | 住所 | 備考 |
|------------|---|--------------------------|
| 総務企画課 | 多治見市上野町 5-68-1 (東濃西部総合庁舎内) 多治見市日ノ出町 2-15 (多治見市役所内) | 平成28年1月 より多治見市 役所内 |
| 東濃看護専門学校 | 土岐市土岐津町土岐口 703-24 | |
| 東濃西部少年センター | 多治見市豊岡町 1-55 (まなびパーク多治見内) | |

* 総務企画課及び東濃西部少年センターは施設を借りているため、電気使用等は計上しない。